(趣旨)

第1条 この要綱は、物品の購入等における契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)に対する指名停止及び見積合わせ参加停止(以下「指名停止等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

- 第2条 市長は、有資格業者が別表の各項(以下「別表各項」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止等を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による指名停止等を行ったときは、物品購入等の契約のための指名を 行うに際し、当該指名停止等に係る有資格業者の指名は行わないものとし、当該指名停止等 に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(指名停止等の期間の特例)

- 第3条 有資格業者が一の事案により、別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、 当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停 止等の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、
  - 1. 5倍)の期間とする。
  - (1) 別表各項に掲げる措置要件に係る指名停止等の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各項に掲げる措置要件に該当することとなったとき。(ただし、次号に該当するときを除く。)
  - (2) 別表第1項から第9項までに掲げる措置要件に係る指名停止等の期間中又は当該期間 の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第9項までに掲げる措置要 件に該当することとなったとき。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表に掲げる措置要件、前2項及び第4条第1号の規定による指名停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該短期の2分の1の期間(同号に該当する場合にあっては、別表第5項、第7項又は第9項に定める短期を限度とする。)まで短縮することができる
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じ させたため、別表に掲げる措置要件及び第1項の規定による指名停止等の期間の長期を越え

- る期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36月を超える場合は、36月)まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極め て悪質な事由が明らかになったときは、別表の措置要件及び前各項に定める期間の範囲内で 指名停止等の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明 らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止等を解除するものとする。 (独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)
- 第4条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表に定めるところにより指名停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反した等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったとき(前条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。
  - (1) 談合情報を得た場合、又は鹿児島市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、 有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事 案について、別表第5項、第7項又は第9項に該当したとき それぞれ当該各項に定める 短期の2倍の期間(当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である 法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下 「代表役員等」という。)又は有資格業者である法人の役員若しくはその支店若しくは営 業所(常時業務委託等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外 のもの(以下「一般役員等」という。)の関与が明らかである場合に限る。)
  - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく各省又は各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、有資格業者が当該関与行為に関し、別表第4項又は第5項に該当するとき(前号に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各項に定める短期に1月を加算した期間
  - (3) 鹿児島市職員又は国の機関、県、鹿児島市以外の市及び町村、公社公団等(以下「他の公共機関」という。)の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)、談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、有資格業者が当該職員の容疑に関し、別表第6項から第9項までのいずれかに該当するとき(第1項に該当する

- こととなった場合を除く。) それぞれ当該各項に定める短期に1月を加算した期間 (指名停止等の効力の存続)
- 第5条 指名停止等の期間が鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の登録期間を超える場合においても、指名停止等の効力は存続するものとする。

(指名停止等の通知)

第6条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止等を行うときは指名停止等通知書(様式 第1)により、第3条第5項の規定により指名停止等の期間を変更するときは指名停止等期 間変更通知書(様式第2)により、同条第6項の規定により指名停止等を解除するときは指 名停止等解除通知書(様式第3)により、遅滞なく有資格業者に通知するものとする。ただ し、市長が通知する必要がないと認める理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむ得ない理由がある場合は、この限りではない。

(関係団体への指名停止等の通知)

- 第8条 市長は、必要に応じ、第2条第1項の規定により指名停止等を行ったときは指名停止 等連絡書(様式第4)により、第3条第5項の規定により指名停止等の期間を変更したとき は指名停止等期間変更連絡書(様式第5)により、同条第6項の規定により指名停止等を解 除したときは指名停止等解除連絡書(様式第6)により、鹿児島市水道局、鹿児島市交通局、 鹿児島市立病院及び鹿児島市船舶局(以下「関係団体」という。)の管理者に通知するもの とする。
- 2 市長は、関係団体が指名停止等を行った有資格業者については、この要綱に定めるところ により措置するものとする。

(指名停止等に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止等を行わない場合においても、必要があると認めるときは、当該有 資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名保留)

第10条 市長は、有資格業者の指名停止等を行うほか、必要に応じて指名を保留することができる。

(納入遅延理由書の提出)

第11条 市長は、納入期限までに物品を納入しない者に、納入遅延理由書の提出をさせるものとする。

(審査委員会)

第12条 第2条第1項に規定する指名停止等及び第3条第5項に規定する指名停止等の期間 の変更並びに同条第6項に規定する指名停止等の解除の措置について審査するため、鹿児島 市物品購入等入札参加有資格業者指名停止等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の組織は次のとおりとする。
  - (1) 委員長 企画財政局長
  - (2) 委 員 企画財政局財政部長、企画財政局財政部契約課長及び企画財政局財政部契約課 物品契約係長
- 3 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が不在のときは、あらかじめ 委員長が委員のうちから指定した者が招集する。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等特別の理由があるときは、持ち回りにより審査 することができる。
- 5 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (雑則)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年5月29日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に鹿児島市物品購入等入札参加 有資格者指名停止等の措置要領を廃止する要領(平成8年5月28日制定)による廃止前の 鹿児島市物品購入等入札参加有資格者指名停止等の措置要領(以下「廃止前の要領」という。」 の規定に基づき指名停止等を受けた有資格者については、当該指名停止等に係る廃止前の 要領に規定する措置要件が、この要綱の別表第1項から別表第15項までに掲げる措置要件 のいずれかに相当する場合にあっては、当該指名停止等をこの要綱の規定に基づき別表第1 項から別表第15項までに掲げる措置要件のいずれかに該当するものとして行った指名停止 等とみなして、同項の規定を適用する。

(鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱の一部改正)

3 鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱(昭和62年12月1日制定)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「有資格者名簿」を「有資格業者名簿」に改め、同条第1項中「物品購入等入札参加有資格者名簿」を「鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿」に、「有資格者名簿」を「有資格業者名簿」に改め、同条第2項中「有資格者名簿」を「有資格業者名簿」に改める。

第6条中「有資格者名簿」を「有資格業者名簿」に、「有資格者」を「有資格業者」に改める。

第7条第1項中「有資格者」を「有資格業者」に、「有資格者名簿」を「有資格業者名簿」 に改め、同条第2項中「有資格者」を「有資格業者」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「有資格者名簿」を「有資格業者名簿」に改める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 付 則

- この要綱は、平成16年11月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成27年9月14日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕	逮捕又は公訴を知っ
され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	た日から
(1) 代表役員等	6月以上24月以内
(2) 一般役員等	3月以上18月以内
(3) 有資格業者の使用人(以下「使用人」という。)	2月以上12月以内
2 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈	逮捕又は公訴を知っ
賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと	た日から
き。	
(1) 代表役員等	3月以上18月以内
(2) 一般役員等	2月以上12月以内
(3) 使 用 人	1月以上 6月以内
3 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄	逮捕又は公訴を知っ
の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	た日から
(1) 代表役員等	3月以上18月以内
(2) 一般役員等	2月以上8月以内
(3) 使 用 人	1月以上4月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反	当該認定をした日か
し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められる	ら4月以上24月以
とき (次項に掲げる場合を除く。)。	内
5 鹿児島市(関係団体を含む。)と締結した契約に係る物品購入	
等(以下この表において「市発注物品購入等」という。)に関し、独	当該認定をした日か
占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品購入等の契	ら6月以上24月以
約の相手方として不適当であると認められるとき。	内
(競売入札妨害又は談合)	
6 次の各号に掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使	逮捕又は公訴を知っ
用人(使用人においては第1号に掲げる場合に限る。)が競売入札妨	た日から
害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起	
されたとき。	
(1) 県内の他の公共機関の職員	4月以上24月以内

- (2) 県外の他の公共機関の職員
- 7 市発注物品購入等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨 害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴 されたとき。
- 8 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売 入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴 を提起されたとき。
- 9 市発注物品購入等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の 容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(経営不振)

10 不渡手形を発行し、銀行が取引を停止したとき。

(納入遅延)

- 11 市発注物品購入等において、正当な理由がなく自己の責め等に より、物品等を納入期限までに納入できない者が、次の各号に該当 したとき。
  - (1) 一の契約で、11日以上の遅延をしたとき。
  - (2) 当該物品購入等入札参加有資格業者名簿登録期間内に、前号 を含め3回遅延したとき。
  - (3) 当該物品購入等入札参加有資格業者名簿登録期間内に、第1号 及び前号を含め、4回以上遅延したとき。

(故意による粗雑製造等)

12 鹿児島市 (関係団体を含む。) と締結した契約の履行に当たり故 │ 当該認定をした日か 意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の 行為をしたとき。

(落札者に対する妨害行為)

13 市発注物品購入等において、落札者が契約を締結すること、又 当該認定をした日か は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

2月以上24月以内 逮捕又は公訴を知っ た日から

6月以上24月以内 逮捕又は公訴を知っ た日から

6月以上24月以内 逮捕又は公訴を知っ た日から

8月以上24月以内

当該事実を知った日 から

3月以上24月以内

納入期限11日目か ら納入日まで

通算遅延相当期間、た だし、既に処分された 遅延日数は除く。

3回を超える各遅延 ごとに遅延期間に、 1月以上3月以内の

期間を加える。

3月以上12月以内

(監督又は検査に対する妨害行為)

14 市発注物品購入等において、監督又は検査の実施に当たり職 当該認定をした日か 員の職務の執行を妨げたとき。

b

3月以上12月以内

3月以上12月以内

(契約不履行等)

15 市発注物品購入等において、正当な理由がなく契約を締結せず、 又は契約を履行しなかったとき。

当該認定をした日か

3月以上12月以内

(不正又は不誠実な行為)

16 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行 為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められ るとき。

17 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当 当該認定をした日か たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金以上の刑に処せら れ、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められると き。

当該認定をした日か

1月以上12月以内

1月以上12月以内

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

様

鹿児島市長

印

### 指名停止等通知書

このたびの

については、誠に遺憾である。

よって下記のとおり指名停止及び見積合わせ参加停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

- 1 指名停止及び見積合わせ参加停止の期間
- 2 指名停止及び見積合わせ参加停止の理由

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

様

鹿児島市長 印

#### 指名停止等期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止及び見積合わせ参加停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、下記のとおり当該指名停止及び見積合わせ参加停止の期間を変更したので通知する。

- 1 変更前の指名停止及び見積合わせ参加停止の期間
- 2 変更後の指名停止及び見積合わせ参加停止の期間
- 3 変 更 の 理 由

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

様

鹿児島市長 印

## 指名停止等解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止及び見積合わせ参加停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、当該指名停止及び見積合わせ参加停止を解除したので通知する。

殿

鹿児島市長

印

# 指名停止等連絡書

所 在 地 このたび商号又は名称

代表者氏名

に係る指名停止及び見積合わせ参加

停止を下記のとおり行ったので、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱第7条第1項の規定により通知します。

- 1 指名停止等の期間
- 2 指名停止等の理由
- 3 該当措置基準

殿

鹿児島市長印

### 指名停止等期間変更連絡書

所 在 地

先に、 年 月 日付け 第 号をもって商号又は名称 に 代表者氏名

係る指名停止及び見積合わせ参加停止を行った旨通知しましたが、このたび、下記のとおり指名停止及び見積合わせ参加停止の期間を変更したので、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱第7条第1項の規定により通知します。

- 1 変更前の指名停止等の期間
- 2 変更後の指名停止等の期間
- 3 変 更 の 理 由

殿

鹿児島市長印

### 指名停止等解除連絡書

所 在 地

先に、 年 月 日付け 第 号をもって商号又は名称 に 代表者氏名

係る指名停止及び見積合わせ参加停止を行った旨通知しましたが、このたび、指名停止及び見積合わせ参加停止を解除したので、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱第7条第1項の規定により通知します。